

# 2025年度 藤沢市老人クラブ連合会 友愛部会全体研修会



2025年2月6日（金）藤沢市役所分庁舎2Fの活動室2で、市内15地区で活動する友愛部会の会員約40名が集まり2回目の研修会が開かれました。

初めに、山元部会長より今回の研修会の目当てが話され、「友愛活動は、担当する方の高度な個人情報に触れることの自覚を持ち活動をして欲しい。」との挨拶がありました。

次に司会者より今回の講師の先生、『藤沢市市民情報相談課 情報公開センター 浅見さん』の紹介がありました。

『市民情報相談センター』では、市政に対する市民の意見や提案を様々な方法で受けて検討し、市政へ生かし、市民相談の案内や日常生活の悩みの相談にのってくれています。

今回は、『個人情報の保護について』三つの観点から、具体的な事例を紹介しながら、分かりやすく話してくださいました。

話は約90分間、休憩を挟まずに進みました。密度の濃い！90分でした。

## ＝ 研 修 内 容 ＝

1. 「個人情報保護」を何故するのか？
2. 日常業務の注意点 \*役所や会社などでの、問い合わせに対する電話の受け答えの仕方等  
ポイントは、個人情報の利用目的の明示と、それを拒否できる選択肢の提示・・・etc.
3. 個人情報保護の法体系

『個人情報の保護』は『日本国憲法』で保障された第13条 全ての国民は、個人として尊重される。

- ・一人にしておいてもらう権利
- ・自分に関する情報を自らコントロールする権利

そう云えば・・・、

- ① 昭和の卒業アルバムには、住所、電話番号に保護者
- ② 平成 SNSでは氏名を公開 クラスには連絡網
- ③ 令和 SNSは匿名、顔は載せない 一斉、送信メール  
不特定多数の人のニュース映像にはモザイク処理

時代とともに、個人情報の取り扱いの考え方は大きく変化してきました。

思想、宗教、病歴、障がいの情報や介護度等々、他の人に知られたくない自分自身の事。

一度漏れてしまった情報は回復が困難で、知られたことを消し去ることはできません。

受け止め方の難しい話を分かりやすく、丁寧に進めてくださいました。

みなさんのこれからの『友愛活動』や『老人会などの活動』に生かしてください。